

今月は国税の異動の時期となります。そして今後はコロナ前と同じ状況での税務調査が復活するようです。調査は何もなくてもいい気はしませんよね。またご承知のとおり10月よりインボイスが開始されます。皆さんの準備は進んでいると思いますが、取引先の免税業者自身の対応が遅れているようです。ぜひこの時期に経理体制の再確認、見直しをしましょう。(田島 年男)



先日、世界遺産の萩の街を散策して来ました。当時のままの松下村塾や幕末の志士たちの生家を巡りガイドさんの話に聞き入ってしまいました。多くの偉人輩出の土壌に毛利家の風通しの良い政治があったというのも興味深かったです。ウィズもそうありたいと思います。(橋本 秀明)



2023年も半分が過ぎました。年々一年が早く感じていたところ、誰かが言いました。二十歳の人1年は1/20年、五十歳は1/50、八十歳は1/80と。同じ一年でもこれまでの経過を考えるとなるほどなと思えました。またこの先の半年をまだ6か月あると思うのか、もう6か月しかないと思うのかでも意識は変わりますね。私はまだ6か月あると思いたい事をやっていきたいと思っています。(村場 晋)



コロナ融資の返済開始を目にすることが多くなりました。新たに返済が始まるのは厳しい中で、リスクも1つですが、保証協会の『コロナ借換保証』の利用も一考です。『計画書』作成、銀行による『伴走支援』等条件は付きますが、目先の期間を延ばせるかもしれません。銀行に相談してみてもいいでしょう。猛暑、豪雨等天候の変化が激しい季節、皆様お身体御自愛下さい。(鈴木 正義)



この一か月、特にお客様とお話するのはインボイスの準備の進み具合です。支払先への登録番号収集がほぼ終わっているお客様と現在進行中でなかなか入手できないお客様、まだ手付かずの方…と様々です。10、11、12月決算で消費税本則課税のお客様はインボイス始まってすぐの決算申告になりますので慌ててしまいそうですが、10月以降の書類整理については一つ一つ確認しお手伝いいたしますのでいつでもご連絡下さい。(森下 久美)



最近のトレンドはインボイスと電帳法ですが、皆様ご準備は進んでいますでしょうか。これから！という方もたくさんいらっしゃると思います。インボイスと電帳法とがごっちゃになっていて、何から手を付ければよいかわからない方もいると思います。皆様のご質問に答えられるように毎月研修しておりますので、ぜひお気軽にお声がけください。(金田 伸)



iPhoneの買換えを検討し、新品の販売価格を検索してみると、物価高の波が。この際だから、他のメーカーに切替えを検討しましたが、長年iPhoneを使っているので、愛着がわきますし、保存した写真と音楽ファイルの移行も考えた結果、iPhoneのままに。経営学で「スイッチングコスト」という用語があり、こちらに該当します。興味を持たれた方はぜひ検索してみてください！(棚橋 泰之)



梅雨もようやく落ち着いてきましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。新型コロナウイルスが5類感染症になってから2か月ほどが経ち、いつの間にか飲食店等のパーティーがなくなりマスクを外している人も多く見かけるようになりました。少しずつコロナ前の生活に戻って来ているという実感が湧いてきます。これからの時期は熱中症にも気をつけなければなりません。みなさまどうぞご自愛ください。(鋳田 拓郎)



私事ですが、先日24歳になりました。日本の男性の平均寿命は80歳強なので人生の30%が過ぎたことになるのですが、心理的な時間の感覚は年齢に反比例するというジャネの法則によると体感時間としては既に人生の70%が過ぎているそうです。時間を延ばすのに有効なことは「新たな経験」だそうです。新しいことにチャレンジし続け、より豊かな時間を歩んでいきたいです。(村上 倫太郎)



先日、テーマパークへ行ってまいりました。久々だったからでしょうか、ジュース1本の値段に衝撃を受けました。現実の世界でも物価の上昇が止まらず世間を騒がせており、何もかも高いと感じたあの日が日常になってしまうのかと考え不安になりました。何が起きるかわからない将来のために自分自身もお金の支出管理は徹底していこうと思います。(山尾 和生)



〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-2-5 ERVIC 人形町4階 TEL: 03-5847-1192

1970年代から80年代は、新しいモノや珍しいモノを持つことが価値になる「モノ消費」の時代でした。次第に新しいコトや珍しいコトの体験が価値になる「コト消費」へと変化し、コロナ以降は「そのとき・その場」でしか味わえない貴重な体験を求める「トキ消費」へ変化。消費の変化は価値の変化というわけですね。

お役立ち情報

【役員にもボーナスを支払えます！】

法人の役員へ支給する賞与は、原則として経費に計上することができません。しかし、決められた方法に従って支給した場合に限り、その全額を経費として扱うことが認められます。今回は、役員賞与に活用されている「事前確定届出給与」という制度について解説していきます。

事前確定届出給与は役員へ支払われる給与の1つで、支払時期と支払金額を事前に税務署へ届け出た給与のことです。役員に賞与を支払いたい場合や、非常勤役員等に対して臨時に給与を支払いたい場合などに利用することができ、節税効果を生み出す側面も持ち合わせています。届出にあたっては、それぞれ期限までに「事前確定届出給与に関する届出書」を提出する必要があります。

支給区分	届出書の提出期限
既存の法人が株主総会等の決議によって支給を決めた場合	次のうちいずれか早い日…(ア) ① 株主総会決議の日から1か月を経過する日 ② 会計期間開始の日から4か月を経過する日
新設法人が支給を決めた場合	法人設立の日以後2か月を経過する日
臨時改訂事由により新たに支給を決めた場合	臨時改訂事由が生じた日から1か月を経過する日と上記(ア)のいずれか遅い日

※(ア)の例 令和5年7月決算の法人で、株主総会の決議が令和5年9月25日に行われた  
⇨提出期限は令和5年10月25日

注意点1 届出書と異なる支給をすると経費として認められなくなる

届出書と違う日付や違う金額で支給をした場合、その全額を経費に計上することができなくなってしまいます。また、仮に赤字だったとしても規定通りに支払わなければならないため、支給金額は会社の財務状況を考慮して慎重に決める必要があります。

注意点2 不支給の場合も株主総会の決議が必要

資金繰りなどを理由に支払いを取りやめる際にも、支給決定時と同様に株主総会の決議が必要です。さらに、この決議は届出書に記載した支給日以前に行わないと、届け出た支給額に対応する源泉所得税の納付を求められてしまいます(事前確定届出給与に係る源泉所得税額は、賞与と同じ税率で計算されます)。したがって、法人税額だけでなく役員個人の所得税額にも関わる問題ですので、取りやめの手続きも確実にいきましょう。

事前確定届出給与についてもっと詳しく話を聞きたいという方は、ぜひウィズにご連絡ください。金額の検討や届出書の作成・提出含め、全力でサポートさせていただきます。

## 来月の税務カレンダー【8月】

8月10日

★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

8月31日

★6月決算法人の確定申告（法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税）

★3, 6, 9, 12月決算法人及び個人事業者の3月毎の期間短縮に係る消費税確定申告

★12月決算法人の中間申告（半期分）

★消費税年税額が400万円超の3, 9, 12月決算法人及び個人事業者の3月毎の消費税中間申告

★消費税年税額が4, 800万円超の5, 6月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月毎の消費税中間申告

8月中において都道府県の条例で定める日

★個人事業税の納付（第1期分）

8月中において市町村の条例で定める日

★個人の道府県民税及び市町村税の納付（第2期分）

## ウィズの本棚

### 【MADE IN JAPAN—わが体験的国際戦略】



ソニー会長、経団連副会長として、国際的視野から精力的な発言と行動を続けていた盛田氏が、自社の海外進出の体験を通して日本とアメリカの経営思想の違いを明らかにし、独自の哲学を打ち出した本作。諸外国との間で経済摩擦が激化してゆくなか、双方の責任と相互理解への道を説いて広く共感を呼んだ、戦後を代表する名経営者による唯一の自伝的ビジネス戦略論。

【出版：朝日新聞社】

【著：盛田 昭夫、エドウィン ラインゴールド、下村満子】

## 先人の言葉

自分で薪を割れ  
二重に温まる

アメリカの自動車会社フォード・モーターの創設者であるヘンリー・フォードの言葉。「漁夫の利」や「棚からぼた餅」を期待しては体もふところも温まらない。

## トレンドを斬る！

今月のトピック：【ヘンテコ深海魚便】

「深海魚の聖地」と呼ばれる静岡県沼津市の戸田漁港の直送便が注目を浴びています。ノドグロなどの高級魚以上に人気なのが、食用ではない深海魚を詰め込んだ「ヘンテコ深海魚便」。底引き網漁で捕れた風変わりな姿の希少な魚が研究機関や標本作家から喜ばれています。処分の対象だった深海魚が、戸田の町起こしにも一役買っています。



## 商売のヒント

今月の商売のヒント：【解釈力を磨く】

ある朝、元気に「行ってきます！」と出かけた夫が交通事故に巻き込まれ、その日の夕方には全身を包帯に巻かれた姿で病院のベッドに寝ていた、という話を当事者の妻から聞きました。その話を聞いた誰もが「かわいそうに」と同情する中で、当事者の妻は「彼が生きていてくれて本当によかった」と満面の笑みでした。私はこのとき、とても大事なことを学びました。人を不幸にするのは「出来事」ではない。その出来事をどう「解釈」するかで自分にとっての現実が違ってくる、ということです。



自分の身にトラブルが起きたとき、あなたはそのトラブルをどう解釈していますか。自分に非があれば謙虚な気持ちで反省をし、迷惑をかけた相手には思いやりの心で接するかもしれません。自分に非がなければ「相手が悪い」「タイミングや状況が悪かった」など、原因となった要素を責めることもあるでしょう。けれど、例えば石につまずいて転んだとして、果たしてそれはそこに石があったからなののでしょうか。「こんな所に石があるのが悪いんだ」と解釈することもできますが「足元の石に



気づかなかったのは自分の不注意だ。転んだおかげで、次からは足元に気をつけようと思えてよかった」と解釈できたらどうでしょうか。そうすることにより今まで苦難だ、逆境だと嘆いていた出来事すべてが逆転して、結果「よかったじゃないか」となるのではないのでしょうか。

「すべての出来事は自分にも原因がある」と解釈して、現実を感謝の気持ちで受け止めてみる。これは一種の訓練です。繰り返し解釈力を磨くプロセスで、私たちはより多くのことを学べるのではないかと思います。

### 【ご注意ください】税務関連の詐欺、フィッシングメールが急増しています

国税庁をかたるショートメッセージ・メールから「延滞金がある」「財産を差し押さえる」という内容で国税庁のサイトになりすました偽サイトへ誘導する事例が多発しています。国税庁をかたるショートメッセージ・メールを受信した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスしないようご注意ください。

PICK UP!